

地震・津波災害への対策

海上保安学校 防災計画

Japan Coast Guard School

〔概要版〕



海上保安学校

令和3年9月 改定施行

海上保安学校 防災計画 ～ 地震・津波災害への対策 ～

〔概要版〕

■ 海上保安学校が策定する防災計画の意義

大規模な地震・津波災害が発生した場合に、自主防災組織としての確に機能するよう、防災活動の総合的かつ計画的な促進を図るため、**災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の必要な計画を策定**するものです。

これにより、当校の教職員や学生、施設のほか、**指定緊急避難場所として指定される当校グラウンドに緊急に避難された住民等の生命や財産を災害から保護し、被害の拡大を防ぎます。**

■ この防災計画の構成

● 第1章 総則について

地方自治体が策定する地域防災計画等に基づき、地震・津波災害に伴う当校及び所在地域への**被害を想定**しています。

● 第2章 災害予防に関する計画

地震・津波災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、迅速に避難できるよう当校の**避難計画を策定し、また、定期的な防災訓練や防災教育を実施すること等を定めています。**

海上保安学校 防災計画 ～ 地震・津波災害への対策 ～

〔概要版〕

● 第3章 災害応急対策に関する計画

地震・津波災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、被害の拡大を防ぎ 最小限に止められるよう、教職員の緊急参集、「海上保安学校地震・津波対策本部」の設置、当校グラウンドに緊急に避難された住民等の保護など、初動における具体的な実施事項等を定め、災害応急対策を迅速・的確に実施することとしています。

● 第4章 備蓄物資等の調達と管理に関する計画

非常時に必要となる物資や資機材について、備え置くべき品目・数量を定めるとともに、その管理や点検の基準のほか、必要となった際の配付方法などを定めています。

● 第5章 派遣・応援に関する計画

当校の教職員を庁内の他の機関へ応援派遣させる際の調整方法や、練習船等を災害対応にあたらせるための手続きなどを定めています。

● 第6章 災害復旧に関する計画

当校の教職員学生が、安全かつ健康に復旧・復興の作業に取り組み、その作業が円滑に進むよう、作業への取組み方法のほか、防疫・衛生管理に関する事項などを定めています。

海上保安学校 防災計画 ～ 地震・津波災害への対策 ～

〔概要版〕

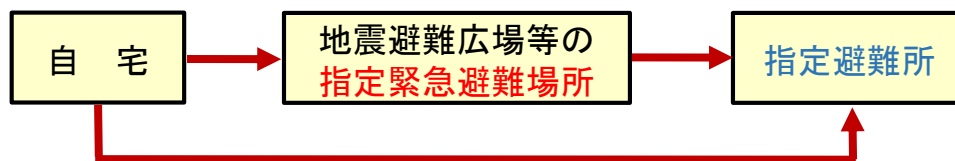
■ 指定緊急避難場所（当校のグラウンド）について

● 指定緊急避難場所の性格

当校のグラウンドは、地震の危険を避けるための「地震避難広場」として指定されるとともに、地震・津波災害に係る「指定緊急避難場所」として指定されています。この**指定緊急避難場所**は、災害の危険が切迫しているときに、その危険から逃れるための**緊急時の避難場所**です。

このため、災害の危険がなくなるまでの間、**一時的に滞在**する必要がある場合には、そのための施設として指定されている「**指定避難所**」に**移動**していただく必要があります。

避難の流れ



● 避難にあたってのお願い

- 危険個所への**立入り禁止**など、当校教職員の指示に従い、**秩序の維持**にご協力願います。
- 行動が必要な場合には、可能な限り**グループでの行動**をお願いします。
- 保護・管理に**必要な情報**として、お名前等をお伺いすることがあります。
- 危急の危険を避けるため、施設屋上又は施設内への**移動等**をお願いします。

海上保安学校 防災計画 ～ 地震・津波災害への対策 ～

〔概要版〕

■ 海上保安学校のグランド・施設の配置

当校のグランドや施設等の配置状況の概要は、次の図のとおりです。

指定緊急避難場所は、**グランド**ですが、危急の危険を避けるため、状況に応じて**施設屋上**又は**施設内**への移動等をお願いすることがありますので、当校教職員の指示に従ってください。

- 津波到達の危急にある場合は、**水際から離れて**ください。
- 避難経路上や当校に隣接する斜面の**土砂災害に注意**してください。

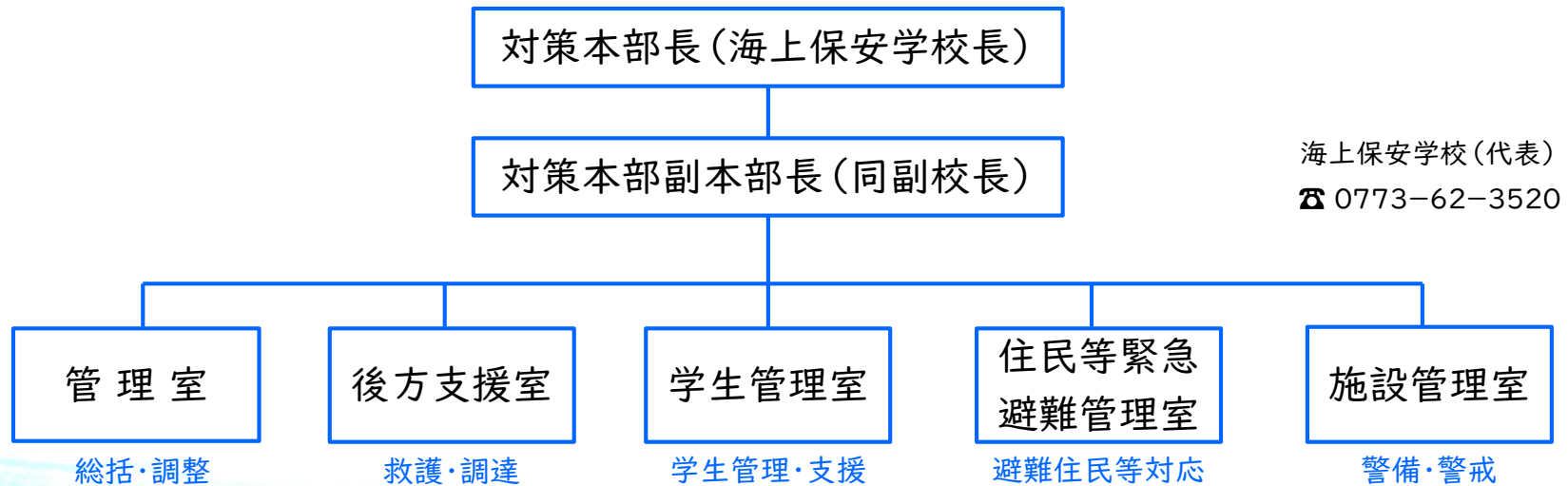


海上保安学校 防災計画 ～ 地震・津波災害への対策 ～

〔概要版〕

■ 海上保安学校 地震・津波災害対策本部

大規模な地震・津波により被災したときなどには、次のとおり構成する対策本部を設置して、対応にあたります。



海上保安学校 防災計画 ～ 地震・津波災害への対策 ～

〔概要版〕

■ 訓練の実施と 防災教育

● 訓練の実施

学生の卒入学が繰り返されることなどの事情も踏まえ、学生が参加する避難・誘導訓練や、対策本部設営訓練などの**各種訓練を定期的に実施**していくこととしています。

● 学生に対する防災教育、学生による災害対応

卒業後には、全国各地の現場で海上保安業務を遂行することになる学生に対しては、災害に関する知識や、対処時の適切な判断力等を養成するため、**研修や訓練等を通じて防災教育**を図っていくこととしています。

また、災害が発生したときには、学生は海上保安官としての任官前ではあるものの、状況を見極め 必要に応じ、練度に応じた作業に従事させるなど災害対応にあたらせることとしています。

■ この防災計画の見直し

災害対策基本法令や地域防災計画等の改定に伴う所要の見直しは 勿論のこと、内外を問わず災害の経験とその検証等も踏まえ、また、各種の訓練の実施を通じ浮き彫りになった課題を解決するため、随時 見直しを行い、**必要な修正を行っていく**こととしています。